

町田市立保育園における特別保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年(2015年) 2 月 26 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市立保育園における特別保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

町田市立保育園における特別保育の実施に関する条例（平成14年12月町田市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第1条中「町田市保育の実施に関する条例（昭和62年3月町田市条例第8号。以下「保育実施条例」という。）に規定する保育の実施」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第4項に規定する保育の利用（以下「保育の利用」という。）」に改める。

第2条第2号中「通常の保育時間を超えて」を「設置条例第6条に規定する保育時間（以下「通常の保育時間」という。）以外の時間に」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「保育実施条例第2条の規定による保育の実施を受けている者」を「保育の利用をしている者」に、「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第1号中「以降」を「以外の時間」に改める。

第4条中「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項に規定する保育の実施を受けていない」を「保育の利用をしていない」に、「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

第5条の2中「保育実施条例第2条の規定による保育の実施を受けている」を「保育の利用をしている」に、「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

第7条中「利用する日」の次に「（延長保育に係る特別保育料については、当該延長保育を利用した日の属する月の翌月の15日まで）」を加える。

別表延長保育の部保育相当分の項中

「

午後6時から午後6時30分まで	30分	150円
-----------------	-----	------

を

」

「

午前7時から午前7時30分まで	30分	150円
-----------------	-----	------

午前 7 時 3 0 分から午前 8 時まで	3 0 分	1 5 0 円
午前 8 時から午前 8 時 3 0 分まで	3 0 分	1 5 0 円
午後 4 時 3 0 分から午後 5 時まで	3 0 分	1 5 0 円
午後 5 時から午後 5 時 3 0 分まで	3 0 分	1 5 0 円
午後 5 時 3 0 分から午後 6 時まで	3 0 分	1 5 0 円
午後 6 時から午後 6 時 3 0 分まで	3 0 分	1 5 0 円

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

町田市立保育園における特別保育の実施に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、町田市立保育園設置条例（昭和34年10月町田市条例第16号。以下「設置条例」という。）第1条の規定に基づき設置した保育所（以下「市立保育園」という。）において、<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第4項に規定する保育の利用（以下「保育の利用」という。）</u>以外に、特に必要があると認められる児童に対して特別保育を行うことにより、保護者の就労等を支援し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 延長保育 <u>設置条例第6条に規定する保育時間（以下「通常の保育時間」という。）</u>以外の時間に行う保育をいう。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(延長保育の実施)</p> <p>第3条 延長保育の実施は、児童が市立保育園において<u>保育の利用をしている者</u>であって、かつ、当該児童の保護者のいずれもが次の各号の<u>いずれかに該当する場合</u>に行うものとする。</p> <p>(1) 通常の保育時間<u>以外の時間</u>に居宅外で労働し、又は居宅内で日常の家事以外の労働をしていること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(一時保育の実施)</p> <p>第4条 一時保育の実施は、児童が町田市内（以下「市内」という。）に居住し、現に<u>保育の利用をしていない生後8週間から就学前までの者</u>であって、かつ、次の各号の</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、町田市立保育園設置条例（昭和34年10月町田市条例第16号。以下「設置条例」という。）第1条の規定に基づき設置した保育所（以下「市立保育園」という。）において、<u>町田市保育の実施に関する条例（昭和62年3月町田市条例第8号。以下「保育実施条例」という。）</u>に規定する保育の実施以外に、特に必要があると認められる児童に対して特別保育を行うことにより、保護者の就労等を支援し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 延長保育 <u>通常の保育時間を超えて</u>行う保育をいう。</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(延長保育の実施)</p> <p>第3条 延長保育の実施は、児童が市立保育園において<u>保育実施条例第2条の規定による保育の実施を受けている者</u>であって、かつ、当該児童の保護者のいずれもが次の各号の<u>一に該当する場合</u>に行うものとする。</p> <p>(1) 通常の保育時間<u>以降</u>に居宅外で労働し、又は居宅内で日常の家事以外の労働をしていること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(一時保育の実施)</p> <p>第4条 一時保育の実施は、児童が町田市内（以下「市内」という。）に居住し、現に<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項に規定する保育の実施を受</u></p>

町田市立保育園における特別保育の実施に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>いずれかに該当する場合に行うものとする。</u></p> <p>(1)～(5) 略 (年末保育の実施)</p> <p>第5条の2 年末保育の実施は、児童が市内の認可保育園において<u>保育の利用をしている生後6か月以上の者又は市内に居住している生後6か月から就学前の者であって、かつ、当該児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。</u></p> <p>(1)・(2) 略 (特別保育料の納入)</p> <p>第7条 前条第2項の規定により利用の承認を受けた登録保護者（以下「利用保護者」という。）は、特別保育に係る費用（特別保育中に提供した給食等に係る食費相当分を含む。以下「特別保育料」という。）を当該特別保育を利用する日<u>（延長保育に係る特別保育料については、当該延長保育を利用した日の属する月の翌月の15日まで）</u>に納入しなければならない。</p>	<p><u>けていない生後8週間から就学前までの者であって、かつ、次の各号の一に該当する場合に行うものとする。</u></p> <p>(1)～(5) 略 (年末保育の実施)</p> <p>第5条の2 年末保育の実施は、児童が市内の認可保育園において<u>保育実施条例第2条の規定による保育の実施を受けている生後6か月以上の者又は市内に居住している生後6か月から就学前の者であって、かつ、当該児童の保護者のいずれもが次の各号の一に該当する場合に行うものとする。</u></p> <p>(1)・(2) 略 (特別保育料の納入)</p> <p>第7条 前条第2項の規定により利用の承認を受けた登録保護者（以下「利用保護者」という。）は、特別保育に係る費用（特別保育中に提供した給食等に係る食費相当分を含む。以下「特別保育料」という。）を当該特別保育を利用する日に納入しなければならない。</p>

\_\_部分は改正部分

町田市立保育園における特別保育の実施に関する条例新旧対照表（改正後）

別表（第8条関係）

種別	区分		利用単位	金額
延長保育	保育相当分	午前7時から午前7時30分まで	30分	150円
		午前7時30分から午前8時まで	30分	150円
		午前8時から午前8時30分まで	30分	150円
		午後4時30分から午後5時まで	30分	150円
		午後5時から午後5時30分まで	30分	150円
		午後5時30分から午後6時まで	30分	150円
		午後6時から午後6時30分まで	30分	150円
		略	略	略
	略	略	略	略
略	略	略	略	略

備考 略

町田市立保育園における特別保育の実施に関する条例新旧対照表（改正前）

別表（第8条関係）

種別	区分		利用単位	金額
延長保育	保育相当分	午後6時から午後6時30分まで	30分	150円
		略	略	略
	略	略	略	略
略	略	略	略	略

備考 略